

用語解説



用語解説



【あ】

アイストップ	人の視線を遮る目立つもの、人の注意を向けるように置かれたもの。(橋、大きな樹木、歴史的建造物など)
アダプト・プログラム	市民団体や行政などが、協働で社会・環境貢献活動として一定区域の美化の管理を担う制度。
エコロジカルネットワーク	分断された生きものの生育・生息環境を相互に連結することにより、生態系の回復や生物多様性の保全を図ろうとすること。
生垣化	景観の向上や防災などの観点から、敷地の周囲を囲う塀を植物により行う。
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置する。
NPO	Non-Profit-Organization（民間非営利組織）の略称。法人格を持った、公共サービスをしている民間非営利組織のこと。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれる。
オープンスペース	建築物が建っていない土地の総称。 公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など。

【か】

街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
開発行為	主として周辺の環境に変化をもたらすおそれのある建築物の建築などの用に供する土地の区画形質の変更。
河川区域	河川法に基づいて指定されている区域で、地域制緑地の一つである。
学校緑化	地区の中心的な施設の一つである学校を緑化することにより、地区の景観と環境の向上をはかり、周辺への緑化啓発とともに、児童、生徒の環境教育の教材となる。
環境保全機能	地球環境問題への関心の高まりの中で、ビオトープ（生物生息空間）の保全・整備と創出、快適でうるおいのある都市環境の創造、都市気候の緩和など、自然との共生や環境への負荷の低減に資するような主として存在を重視した機能のこと。

緩衝緑地	都市公園の種別の一つで、工場、コンビナート地帯あるいは道路、鉄道から周辺の住宅地、市街地への公害や災害を防止するため、境界地区において設けられる緑地のこと。
幹線道路	道路網のうち主要な骨格をなし、都市に出入りする交通と都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受けもつ道路。
協働	市民・事業者・行政など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には相反する関係にもってきた主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のこと。それぞれの努力を補完して取り組みをすすめることで、ばらばらに取り組む場合と比べて、大きな効果を生み出すことができるものと期待される。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
グリーンインフラ ストラクチャー (グリーンインフラ)	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。
景観構成機能	市街地を取り囲みその背景となる緑地、市街地内の社寺林などの郷土景観を形づくる緑地、市街地内のランドマーク・シンボルとなるような緑地など、特色あるまちづくりに資するような主として都市景観を重視した機能のこと。
広域避難場所	地震火災等の災害発生時において、主として周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護し、広域的な復旧・復興活動の拠点となる避難場所。
公園緑地	「都市公園など」と「民間施設の緑地」として整備・管理されているものの総称で、「施設緑地」と同義語。
公共施設緑地	公共空地などの都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設と公共公益施設における植栽地などが該当する。
国定公園	国立公園に準ずる自然の風景地について、都道府県知事の申し出により環境庁長官が自然公園法第10条第2項に基づき指定する地域制の公園。
国立公園	我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海中の景観地を含む)について、環境庁長官が自然公園法第10条第1項の規定により指定する地域制の公園。

【さ】	
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域とおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のなかの一つで、住宅建設などの市街化を抑制すべき区域。
施設緑地	都市公園法に基づいた“都市公園”と都市公園以外の“公共施設緑地”および“民間施設緑地”とに区分される。
自然公園	我が国の自然の風景を保護するとともに、その利用の増進をはかり、もって国民の保健、休養、教化に資することを目的として、昭和 32 年に制定された自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称のこと。
自然林	植林によらずに自然に生成した森林、天然林。
指定管理者(制度)	公共の施設の管理・運営を包括的に代行する営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループ等の法人、その他の団体。また、そのように代行させることができる制度。
児童遊園	地区の自治会、個人などが設置し、管理・運営する主に年少の児童のために、公共に解放した公園。
住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境とレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園である。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
人口集中地区(DID)	国勢調査の結果をもとに設定される都市的傾向の強い地区。人口密度が 4000 人/k m ² 以上の地区が隣接し、人口 5000 人以上となる地域。
森林法	明治 30 年に制定され、昭和 26 年に全面的に改正され新たに公布された森林行政の基本法典である。内容は、総則、森林計画等、保安施設、土地の使用、森林審議会、雑則からなり、森林計画では基本となる法律である。近年では、平成 10 年に、伐採届や森林施業計画の認定が市町村へ移行する改正があり、平成 13 年に、重視する機能に応じて森林を 3 区分して整備を推進するよう森林計画制度等が改正された。
生産緑地	都市計画法と生産緑地法に基づく地域地区の一種で、農林漁業との調和をはかりつつ良好な都市環境の形成に資することを目的に、市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園緑地など公共施設などの敷地に適している 500 m ² 以上の土地を指定する。

生物多様性	地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、(1)生物種の数が多いという「種間の多様性」、(2)同じ種の中でもそれその個体が有している遺伝形質がことなるという「種内の多様性(遺伝子の多様性)」、(3)これら生物とその生息環境からなる生態系(ある地域内に生息する生物群とその生活に関する物理的環境とを総合して一体としたもの)が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいる。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置する。
【た】	
地域森林計画 対象民有林	森林法に基づいて指定されている地域制緑地の一つである。
地域制緑地	緑地保全地区（都市緑地法）・風致地区（都市計画法）・保安林区域（森林法）などの“法による地域”、緑地協定（都市緑地法）による“協定”、“条例などによるもの”などの緑地が該当する。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1 km の範囲内で1地区当たり1箇所面積 4 ha を標準として配置する。
駐車場緑化	周辺の環境や景観へ配慮した駐車場の緑化。路面や、壁面などを緑化する。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など特殊な公園でその目的に則し配置する。
特別緑地保全地区	<p>都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度のこと。（都市緑地法第12条、首都圏近郊緑地保全法第5条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第6条）</p> <p>指定は 10ha 以上の場合は都道府県が決定し、10ha 未満の場合は市町村が決定する。また、指定都市にあっては、指定都市が決定を行う。</p> <p>指定の要件は次のいずれとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの * 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの * 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 風致又は景観が優れているもの ・ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

都市基幹公園	主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境とレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園である。その機能から総合公園と運動公園に区分される。
都市計画区域	都市計画を策定する場ともいべき区域で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の範囲を言う。
都市公園	都市公園法により整備された公園。都市公園法第2条に規定する公園施設で、街区公園や近隣公園などの“住区基幹公園”、総合公園などの“都市基幹公園”、風致公園や歴史公園などの“特殊公園”、広域公園や都市緑地などの“その他公園”などがある。
都市公園法	「都市公園の設置と管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達をはかり、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」 都市公園設置と管理基準などを定めるため昭和31年4月20日に公布、同年10月15日に施行された法律。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上をはかるために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地などにおいて良好な樹林地などがある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させる都市環境の改善をはかるために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)
都市緑地法	都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保全法が2004年の法改正(いわゆる景観緑三法の制定)により改称したもの。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内の行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規程している。
都市緑化基金	地域住民の都市緑化に対する助成を講じるための基金。(財)都市緑化基金と地方における都市緑化基金がある。(財)都市緑化基金は、地方における都市緑化基金の設立の支援、全国都市緑化フェアなどの普及啓発活動などの事業を行っている。地方における都市緑化基金は、民間の行う緑化事業への助成などを行っている。

土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、原則として市街化区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。
【な】	
二級河川	一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定した河川。
二次林	山火事や伐採などで原生植生が破壊された後に生じる森林。
農業振興地域 農用地区域	農業振興地域整備法に基づいて指定されている地域制緑地の一つである。
【は】	
バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活していく上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。
Park-PFI	平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた制度。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する施設の設置と、その収益を活用して周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する。
パートナーシップ	→協働
ヒートアイランド現象	都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染などが原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象のこと。
ビオトープ	ドイツ語で生物をあらわす Bio と、場所を表す Top を組み合わせた造語。学術上生物圏の地域的な基本単位を示し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。有機的にネットワークすることにより、生物の移動に貢献し、地域生態系全体の質の向上に寄与する。野生生物が生息可能な環境状況を積極的に復元・創造していくという意味合いで用いられる。
風致地区	都市の風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的環境のこと）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事が都市計画に定める地域地区。
普通河川	一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない、河川法で法的な適用をうけない河川（法定外河川）。

壁面緑化・屋上緑化	都市化に伴う緑化空間の減少を補い、都市環境と景観の向上をはかるために、建物の壁面や屋上を緑化する。建物内の消費エネルギーが軽減されたり、生物の移動空間となったりする。
保安林区域	森林法に基づいて指定されている地域制緑地の一つである。
防災機能	災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地、都市公害に対する緩衝地帯としての役割を果たす機能のこと。
防災公園	大都市地域、大規模地震の発生のおそれのある地域、政令指定都市、県庁所在地、人口10万人以上の都市を対象として、震災時において避難地、避難路、火災の延焼遮断帯、自衛隊やボランティアなどの救援活動拠点などの多様な防災機能を発揮するよう整備された都市公園。
保存樹・保存樹林	“都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律”に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木又は樹木の集団のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。所有者は、保存樹または保存樹林について枯損防止など保存に努める義務を負う。
【ま】	
緑の基本計画	都市における緑地の保全と緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的にすすめることを目的とする計画。この計画は、都市緑地保全法の改正により創設され、市町村が策定主体となり作成するものである。
緑の将来像	環境基本計画や都市マスタープランなどにおける都市づくりの基本理念を踏まえて、将来自指すべき緑の方向、緑の都市づくりの基本的な考え方、ビジョンなどを示したもの。その際、住民に分かりやすいテーマやキャッチフレーズを設定する。
緑のネットワーク形成	公園緑地のレクリエーション利用を向上させるため、また、生物の移動と生息空間を守るために、河川、緑道、幹線道路の緑化などの線状の水と緑により、公園緑地などを網状に結ぶ。

緑地の目標水準	<p>目標年次に対して、市街地内や都市計画区域内における緑地の確保目標量、都市公園などの施設として整備すべき緑地の確保目標量、公共公益施設や民有地の緑化に対する都市全体の目標などを定めたもの。</p> <p>* 緑地の確保目標水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地率＝当該区域の緑地面積（施設緑地＋地域制緑地） / 当該区域面積 ・ 緑地の確保目標水準は、「都市計画中央審議会答申等(平成7年7月)」を踏まえて、将来市街地面積に対して概ね30%以上が望ましいとされている。 <p>*一人当たり都市公園面積目標水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり都市公園の面積目標水準は、「都市公園法施行令 第一章第一条」を踏まえて、都市計画区域内で10m²以上が、市街化区域内で5m²以上が望ましいとされている。 <p>*一人当たり都市公園等面積目標水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり都市公園等の面積目標水準は、「都市計画中央審議会答申等(平成7年7月)」を踏まえて、20m²以上を目標とすることが望ましいとされている。
民間施設緑地	民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設緑地を言う。一般的には、公開していることや永続性の高いことが条件となるが、具体的に位置づける場合は地域の実情に合わせて適宜判断している。
名勝・天然記念物・史跡など緑地として扱える文化財	文化財保護法に基づいて指定されている地域制緑地の一つである。
【や】	
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体の状況等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービス等を設計段階からデザインすること。
【ら】	
ランドマーク	景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつもの。わかりやすくかつ個性のある景観を形成するための都市デザインの要素として活用される。一般的には周辺から見ることのできる高さがあるもの。

緑視率	緑の量を把握するための指標の一つで、ある地点において人間の視野内に占める緑のみかけの量の割合を言う。一般的な調査方法は、道路上や交差点より写真を撮影し、写真全体の中で樹木や樹林が占める面積割合を求める方法を探っている。
緑地	都市公園や公共施設、民間施設の緑地として整備・管理されている「施設緑地」と、森林地域や河川区域、農業振興地域農用地区域などとして保全・管理されている「地域制緑地」の総称。
緑地協定・まちづくり協定	一定区域の近隣住民相互の合意により、緑地やまちづくりについての制限を協定として既存の制限に付加し、自ら遵守していくこうとするもの。
緑地率	一般に広義に緑地という場合、都市公園などの营造物である緑地のほか、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、水面などが含まれる。そうした緑地が地表面を覆う比率を緑地率という。
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性と快適性の確保などをはかることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯と歩行者路又は自転車路を主体とする緑地のこと。幅員は 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場などを相互に結ぶよう配置する。
緑被率	樹林・植栽地・草地などの植物の緑でおおわれた、もしくは緑でおおわれていない自然的環境の状態にある土地（緑被地）の面積の、ある一定の区域の面積に対する割合。緑の総量を平面的に捉える目安の指標として、一般的に用いられている。
緑化重点地区	緑地の保全・整備と都市緑化の総合的な展開をはかるために、モデルケースとして設定した地区。設定した地区においては、緑化推進施策をできる限り詳細かつ具体的な整備計画として策定する。
緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、「緑化地域」を地域地区として都市計画決定を行うことにより、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度のこと。
緑化率	学校などの公共公益施設や工場などの民間施設において、各施設の敷地面積に対する緑化された面積の割合（道路は、緑化延長率）。
レクリエーション機能	多様化するレクリエーション需要に応え、日常的なレクリエーションと全町的なレクリエーション活動に対応しうるような利用を重視した機能のこと。

レッドリスト	環境省が作成・公表している資料集で、絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップしてその危険度を解説したものの。以下の3種類に分けています。 【絶滅危惧種】絶滅の危機に瀕している種又は亜種 【危急種】現在の状態が続けば近い将来絶滅する種又は亜種 【希少種】生息条件の変化によって「危急種」「絶滅危惧種」に移行する種又は亜種。
--------	---

※ 本表は、関連する語句を含めて整理しているため、本文中に無い用語もあります。